

立命館大学大学院
2017年度実施 入学試験

専門職学位課程

教職研究科
実践教育専攻

入試方式	実施月	専門科目		小論文	
		ページ	備考	ページ	備考
一般入学試験	9月	P.1～			
	11月	P.6～			
	2月	P.11～			
社会人入学試験	9月			P.17～	
	11月			P.20～	
	2月			P.23～	
学内進学入学試験	9月				
	11月				
	2月				

2018年4月入学 教職研究科
一般入学試験（2017年9月実施）

筆記試験（専門科目）

試験時間
10：00～12：00

■受験にあたっての注意

1. 配布された冊子と受験科目が一致しているか確認してください。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開けてはいけません。
3. 下書き用紙はこの冊子の中に入っています。必要に応じて活用してください。
4. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
5. 試験開始の指示があった後、本冊子の表紙及び解答用紙の全ページに受験番号、氏名を記入してください。
6. 本冊子も試験終了後に回収します。

受験番号	氏名

1 次の文章を読み、問いにすべて答えなさい。

2017年3月末に幼小中の新しい学習指導要領が告示された。新学習指導要領は「学びの地図」として、次の6つの点に沿って枠組みが再考された。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

特に、①の資質・能力については、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養)」という3つの柱に整理され、各教科においてこれらの資質・能力を育成することがねらわれている。そして、②における教育内容が資質・能力との関連において再整理され、さらに、③では「主体的・対話的で深い学び」(いわゆるアクティブ・ラーニング)の実現に向けて授業改善を図ることが求められているのである。

このように、新学習指導要領では従来の領域固有の知識や技能という教育内容(コンテンツ)を基盤とした教育課程編成から、領域を超えて働く資質・能力(コンピテンシー)を中心軸に教育課程が編成されることになった。

しかしながら、ここで留意しなければならないことは、教育内容と資質・能力を対立するものとして捉えてはならないということである。「思考力・判断力・表現力等や情意・態度等は、各教科等の文脈の中で指導される内容事項と関連付けられながら育まれていく」(「教育課程企画特別部会 論点整理(平成27(2015)年8月)」15頁)と示されているように、教育内容と資質・能力の関係は、教科の学習を通じて教科固有の知識や技能を獲得し、同時に教科を横断するような汎用的な資質・能力(思考力や判断力など)を育成していくという関係で捉える必要がある。

さて、新学習指導要領は、ファデル(Fadel, C.)らが設立したCCR(Center for Curriculum Redesign)の提起する「教育の4つの次元」に大きな影響を受けているといわれている。先にも述べたように、日本は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等の涵養」といった3つの柱で資質・能力を捉えているのに対し、CCRはそれらに対応する「知識」「スキル」「人間性」に加えて、「メタ学習」(meta-learning)という4つ目の次元を加えている。メタ学習とは、学習について省察すること、振り返ることを意味している。より具体的には、子どもたちが自らの学びを俯瞰的(メタ的)に捉えることによって、自分の学びをモニタリングしたり調節したり(メタ認知)、自らの学習に対する態度(マインドセット)を成長的に捉えたりする(成長的知能観をもつ)ことができるようになることを意味している。「どのようにしてこの問題を解決すればよいのか」、「自分の決定は誰に影響を与えるだろうか」といった自問自答は、人間の成長に大きな影響を与える。メタ学習は、今現在の子どもたちの学習を手助けするだけでなく、生涯に渡って学び続けることを可能にしていくといえるだろう。

【問1】「主体的・対話的で深い学び」とは何か。文部科学省の見解などを参考にしながら説明し、あなたの見解を述べなさい。(400字以内)

【問2】今後、学校教育においてメタ学習の重要性が指摘されているが、子どもたちが自身の学習を振り返り（メタ認知）、学習への意欲を高めていく（成長的知能観をもつ）ためには、どのような教師の働きかけが考えられるか、あなたの見解を述べなさい。(400字以内)

2. 次の2つの問いから1つを選択し、400字以内で説明せよ。

(解答用紙に、選択した問題の番号を記載すること)

【問1】

「いじめ」は近年発見しにくくなってきていると言われているが、その理由を述べたうえで、「いじめ」を発見するために有効と考えられる方法・取組、及び初期対応のあり方について、あなたの考えを述べなさい。

【問2】

「総合的な学習の時間」では、その目標を実現するにふさわしい探究課題の事例の1つとして「国際理解」があげられている。「総合的な学習の時間」において、「国際理解」をテーマとした学習を行う際に留意すべき点について、あなたの考えを述べなさい。

3. 次の7つの用語の中から、3つを選択し、それぞれ 200 字以内で説明せよ。
(解答用紙には、選択した番号及び用語名を記入すること)

- ① 子どもの貧困
- ② 体罰
- ③ チーム学校
- ④ カリキュラム
- ⑤ 発問
- ⑥ 正統的周辺参加
- ⑦ 外国人児童生徒の教育

2018年4月入学 教職研究科
一般入学試験（2017年11月実施）

筆記試験（専門科目）

試験時間
10：00～12：00

■受験にあたっての注意

1. 配布された冊子と受験科目が一致しているか確認してください。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開けてはいけません。
3. 下書き用紙はこの冊子の中に入っています。必要に応じて活用してください。
4. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
5. 試験開始の指示があった後、本冊子の表紙及び解答用紙の全ページに受験番号、氏名を記入してください。
6. 本冊子も試験終了後に回収します。

受験番号	氏名

1 次の文章を読み、問いにすべて答えなさい。

日本の教員の長時間過密労働は、21世紀に入ってから極めて深刻な事態となっている。

長時間労働の実態については、文部科学省が2006年度と2016年度に公立小中学校教員を対象として、「教員勤務実態調査」を実施している。2006年度調査の時も、長時間勤務が浮き彫りになったが、その時と比べて2016年度はさらに悪化している。2016年度調査では、公立小中学校教諭の1日当たりの学校内勤務時間は、小学校は11時間15分（2006年度から43分増加）、中学校は11時間32分（32分増加）であった。中学校では、土日の部活動指導時間が1日当たり130分となっている。これは10年前の約2倍である。これに持ち帰り業務が、平日は小学校の場合29分、中学校は20分、土日は前者が1時間8分、後者が1時間10分加わる。

1週間当たりの学校内総勤務時間は、小学校で57時間25分であり、10年前から4時間強の増加である。中学校では63時間18分であり、10年前より5時間強の増加である。なお、OECD国際教員指導環境調査（TALIS.2013年調査）によると、調査参加国平均と比べて、1週間当たり15.6時間長いという異常な長時間労働が明白になった（中学校教員）。とくに、課外活動（主に部活動である）の指導に充てる時間が長いことが日本の特色である。

労災認定基準として用いられている時間外労働の「過労死ライン」は1ヶ月100時間、または2～6か月の月平均が80時間である。今回の調査結果では、小学校教諭の17%と中学校教諭の41%が1ヶ月100時間以上、前者の34%と後者の58%が2～6か月の月平均が80時間以上の勤務時間である。このような長時間労働と教育課題の複雑化によって、心身の健康を損ねる教員も少なくない。最悪の場合には過労死や重い後遺症が残る場合があり、過労や精神的に追い詰められて自死に追い込まれる教員も存在する。公立学校教員のうち病気休職者数は2001年度の5,200人（うち精神疾患による者2,503人）からしだいに増加し、2010年度には8,660人（うち精神疾患5,407人）に達した後、2015年度には7,954人（精神疾患5,009人）と高止まり傾向である。

このような事態を改善するために、中央教育審議会初等中等教育分科会・学校における働き方改革特別部会が2017年7月11日に第1回会議を開催し、8月29日には、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（以下、「提言」）を発表した。

「提言」では、「教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、『学校における働き方改革』を早急に進めていく必要がある」と述べている。そして、「本特別部会では、教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて『今できることは直ちに行う』という認識を教育に携わる全ての関係者が共有するとともに、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から取組を実行し、教職員がその効果を確実に実感できるようにするため、今回、以下のとおり緊急提言をまとめたものである」と述べ、【緊急提言】として、次の3つのことを掲げている。

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

【問1】下線部について、中学校教員の長時間労働が10年前よりも深刻になっているのはなぜか、あなたの考えを述べなさい。(400字以内)

【問2】教員の長時間過密労働を改善するためには、学校現場や教育委員会、文部科学省などにおいてどのような取り組みが求められているのか、あなたの見解を述べなさい。(400字以内)

2. 次の2つの問いから1つを選択し、400字以内で説明せよ。
(解答用紙に、選択した問題の番号を記載すること)

【問1】

2017年8月の厚生労働省の調査報告(速報値)によれば、2016年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数は、過去最多の122,578件(速報値)となった。前年度より19,292件増え、1990年の調査開始以降大幅な増加が続いている。このような虐待増加の要因・背景について、虐待の具体的内容に言及しながら述べなさい。

【問2】

授業の中で、児童生徒の学習意欲を高めるために、教師としてどのようなことをすべきかについて、具体的に述べなさい(学校種と教科を明記すること)。

3. 次の7つの用語の中から、3つを選択し、それぞれ 200 字以内で説明せよ。
(解答用紙には、選択した番号及び用語名を記入すること)

- ① 登校刺激
- ② ひきこもり
- ③ 指導要録
- ④ 学力
- ⑤ 隠れたカリキュラム
- ⑥ 総合的な学習の時間
- ⑦ SDGs(持続可能な開発目標)

2018年4月入学 教職研究科
一般入学試験（2018年2月実施）

筆記試験（専門科目）

試験時間
10：00～12：00

■受験にあたっての注意

1. 配布された冊子と受験科目が一致しているか確認してください。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開けてはいけません。
3. 下書き用紙はこの冊子の中に入っています。必要に応じて活用してください。
4. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
5. 試験開始の指示があった後、本冊子の表紙及び解答用紙の全ページに受験番号、氏名を記入してください。
6. 本冊子も試験終了後に回収します。

受験番号	氏名

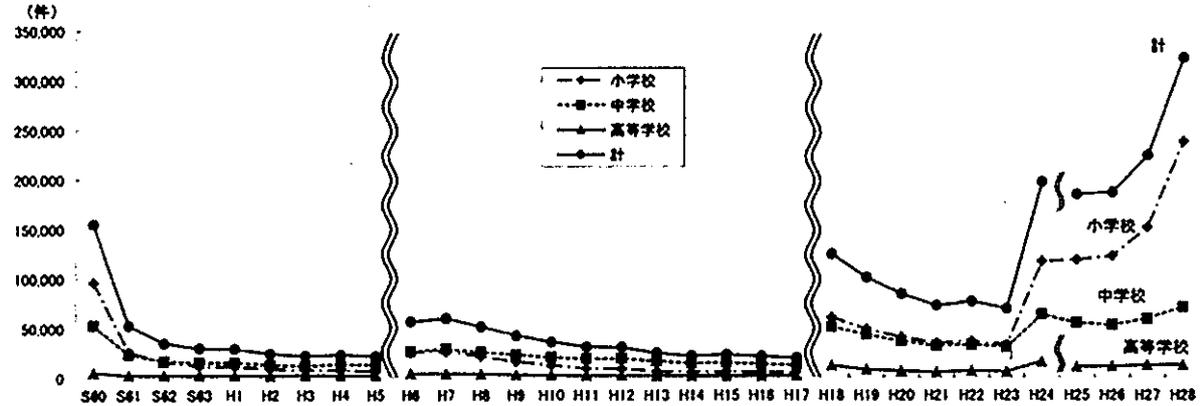
1. 次の文章を読み、問いにすべて答えなさい。

2016（平成 28）年度の「いじめ認知件数」は 323,808 件で、全国調査を始めた 1985（昭和 60）年度以降の最高件数となった（「平成 28 年度『児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査』（速報値)について」文部科学省、2017 年）。表 1 はいじめ認知（発生）件数の推移を表している。いじめの実態に合わせていじめの定義が変更され、1994（平成 6）年度と 2006（平成 18）年度に調査方法を変更したため、グラフが 2 度途切れている。1985（昭和 60）年度からは、いじめを「①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」と定義していた。ただし、「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」という条件がつけられ、被害者・加害者・目撃者などからの事情聴取を経て、いじめを確認した上で「発生件数」として計上していた。1994（平成 6）年度の変更ではいじめの定義は変更されなかったが、「事実を確認しているもの」という条件が削除された。そして、2006（平成 18）年度の変更では、いじめは「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされた。被害者が苦痛を訴え、教職員がそれを認知した段階で「いじめ」と認定するようになり、これ以降、「いじめ」は「認知件数」として計上されるようになった。2013（平成 25）年の「いじめ防止対策推進法」の施行以降は、いじめの定義は「心身の苦痛を感じているもの」と明記され、「インターネットを通じて行われるもの」も含まれるようになった。表 1 より、調査方法を変更した直後は、いじめ認知(発生)件数が増加していることがわかる。

2011（平成 23）年度（認知件数 70,231 件）と 2012（平成 24）年度（認知件数 198,109 件）との 1 年間で、調査方法の変更がないにもかかわらず、「いじめ認知件数」は約 2.8 倍増加している。表 2～表 4 は、それぞれ 2011（平成 23）年度、2012（平成 24）年度、2016（平成 28）年度における「学年別いじめ認知件数のグラフ」である。表 2 と表 3 を比較してみると、小学校の方が中学・高等学校より増加傾向にある。2016（平成 28）年度の表 4 では、さらに、その傾向が顕著になっていることがわかる。

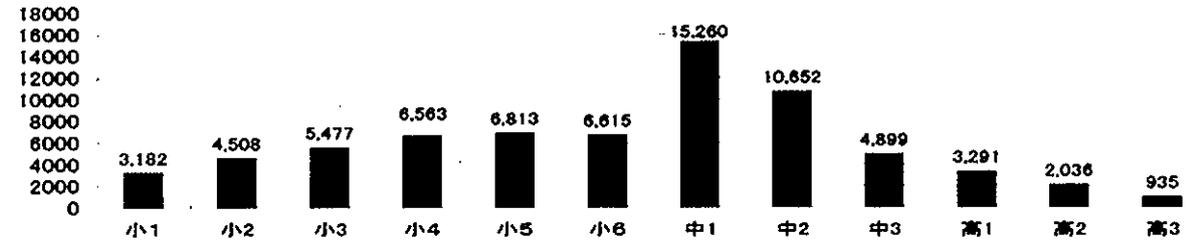
いじめ被害者の「心身の苦痛」を受けて「いじめ」が認定され、その「いじめ」が「いじめ防止対策推進法」という法律によって取り扱われることになった。被害者保護の視点が重視され、「いじめ」の苦痛から救われた子どもたちは少なくない。「いじめ防止対策推進法」には「児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする」と明記されている。「いじめ」が認知されたとき、教師は子どもたちの関係に介入し、指導・支援することになる。一方では、「日常生活のトラブル」を子どもたち自身が乗り越え、成長する機会をどのようにつくっていくのかという課題もある。「いじめ」や「日常生活のトラブル」を、適切な教師の指導・支援のもと、仲間とともに問題を解決していくことによって、いじめの当事者や学級集団が成長していった多くの実践事例が報告されてきた。子どもたちの成長を支えながら「待つ」取り組みは、時間がかかる場合が少なくない。迅速な「いじめ」への指導・支援と同時に、「日常生活のトラブル」を見極め、じっくり指導・支援する力量も教師には求められている。

表1 いじめ認知件数の推移



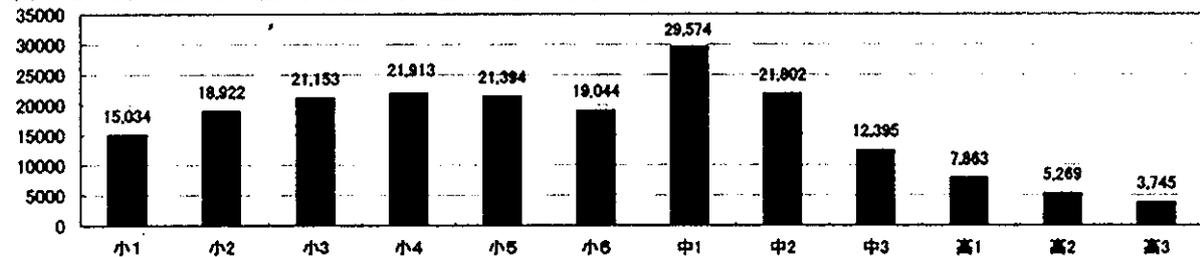
(出典)「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査』(速報値)について」文部科学省

表2 2011(平成23)年度 学年別いじめ認知件数のグラフ(国公立)



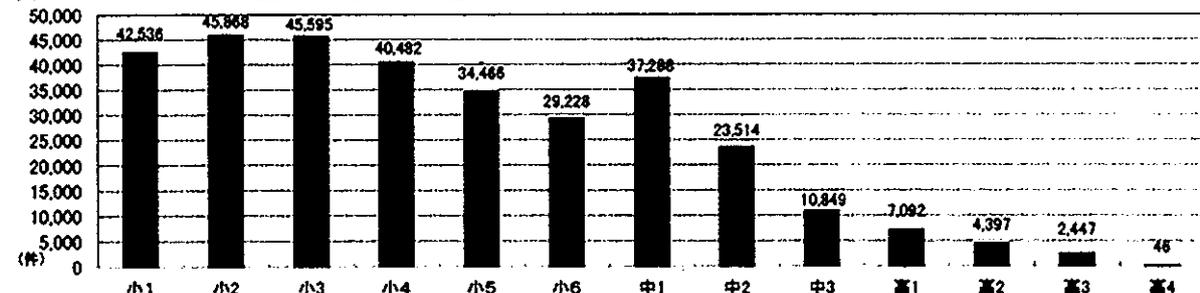
(出典)「平成23年度『児童生徒の問題行動の諸問題に関する調査』について」文部科学省

表3 2012(平成24)年度 学年別いじめ認知件数のグラフ(国公立)



(出典)「平成24年度『児童生徒の問題行動の諸問題に関する調査』について」文部科学省

表4 2016(平成28)年度 学年別いじめ認知件数のグラフ(国公立)



(出典)「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査』(速報値)について」文部科学省

【問1】

下線部について、2013（平成25）年施行の「いじめ防止対策推進法」によって、「インターネットを通じて行われるもの」（以降、「ネットいじめ」）もいじめの定義に含まれることになった。「ネットいじめ」の問題点について述べなさい。（400字以内）

【問2】

2011（平成23）年度以降、「いじめ認知件数」は増加し続けている。この「増加」をどうみるか、その原因や社会的背景などを含め、本文や表を参考にしながら、あなたの見解を述べなさい。（400字以内）

2. 次の2つの問いから1つを選択し、400字以内で説明せよ。

(解答用紙に、選択した問題の番号を記載すること)

【問1】

国際理解や多文化共生を目的としたスタディツアーが高校や大学でプログラム化され実施されることが非常に多くなってきている。あなたがプログラムを立案するならば、どのような点を強調しますか。あなたの考えを述べなさい(選択した学校種が解答の中でわかるように記述すること)。

【問2】

これからは授業の中でICTを効果的に活用し、指導方法の改善を図りながら、児童生徒の学力向上につなげていくことが重要である。教科指導におけるICT活用は、1)学習指導の準備と評価のための教師によるICT活用、2)授業での教師によるICT活用、3)児童生徒によるICT活用の3つに分けられる。2)と3)について、どのような活用が考えられるかを具体的に述べなさい(選択した学校種・教科(科目)が解答の中でわかるように記述すること)。

3. 次の7つの用語の中から、3つを選択し、それぞれ 200 字以内で説明せよ。
(解答用紙には、選択した番号及び用語名を記入すること)

① いじめ集団の四層構造

② 教科外活動

③ 教科書

④ 完全習得学習

⑤ PTA

⑥ 生きる力

⑦ ユネスコスクール

2018年4月入学 教職研究科
社会人入学試験（2017年9月実施）

筆記試験（小論文）

試験時間

10：00～12：00

■受験にあたっての注意

1. 配布された冊子と受験科目が一致しているか確認してください。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開けてはいけません。
3. 下書き用紙はこの冊子の中に入っています。必要に応じて活用してください。
4. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
5. 試験開始の指示があった後、本冊子の表紙及び解答用紙の全ページに受験番号、氏名を記入してください。
6. 本冊子も試験終了後に回収します。

受験番号	氏名

1 次の文章を読み、問いにすべて答えなさい。

2017年3月末に幼小中の新しい学習指導要領が告示された。新学習指導要領は「学びの地図」として、次の6つの点に沿って枠組みが再考された。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

特に、①の資質・能力については、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養)」という3つの柱に整理され、各教科においてこれらの資質・能力を育成することがねらわれている。そして、②における教育内容が資質・能力との関連において再整理され、さらに、③では「主体的・対話的で深い学び」(いわゆるアクティブ・ラーニング)の実現に向けて授業改善を図ることが求められているのである。

このように、新学習指導要領では従来の領域固有の知識や技能という教育内容(コンテンツ)を基盤とした教育課程編成から、領域を超えて働く資質・能力(コンピテンシー)を中心軸に教育課程が編成されることになった。

しかしながら、ここで留意しなければならないことは、教育内容と資質・能力を対立するものとして捉えてはならないということである。「思考力・判断力・表現力等や情意・態度等は、各教科等の文脈の中で指導される内容事項と関連付けられながら育まれていく」(「教育課程企画特別部会 論点整理(平成27(2015)年8月)」15頁)と示されているように、教育内容と資質・能力の関係は、教科の学習を通じて教科固有の知識や技能を獲得し、同時に教科を横断するような汎用的な資質・能力(思考力や判断力など)を育成していくという関係で捉える必要がある。

さて、新学習指導要領は、ファデル(Fadel, C.)らが設立したCCR(Center for Curriculum Redesign)の提起する「教育の4つの次元」に大きな影響を受けているといわれている。先にも述べたように、日本は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等の涵養」といった3つの柱で資質・能力を捉えているのに対し、CCRはそれらに対応する「知識」「スキル」「人間性」に加えて、「メタ学習」(meta-learning)という4つ目の次元を加えている。メタ学習とは、学習について省察すること、振り返ることを意味している。より具体的には、子どもたちが自らの学びを俯瞰的(メタ的)に捉えることによって、自分の学びをモニタリングしたり調節したり(メタ認知)、自らの学習に対する態度(マインドセット)を成長的に捉えたりする(成長的知能観をもつ)ことができるようになることを意味している。「どのようにしてこの問題を解決すればよいのか」、「自分の決定は誰に影響を与えるだろうか」といった自問自答は、人間の成長に大きな影響を与える。メタ学習は、今現在の子どものたちの学習を手助けするだけでなく、生涯に渡って学び続けることを可能にしていくといえるだろう。

【論題】「主体的・対話的で深い学び」や「メタ学習」等の実施によって、これまでの授業実践にどのような点で変化が生じる（あるいは生じない）と考えられるか。自分自身の教育実践や経験を踏まえて、あなたの見解を述べなさい。（1600字以内）

2018年4月入学 教職研究科
社会人入学試験（2017年11月実施）

筆記試験（小論文）

試験時間
10：00～12：00

■受験にあたっての注意

1. 配布された冊子と受験科目が一致しているか確認してください。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開けてはいけません。
3. 下書き用紙はこの冊子の中に入っています。必要に応じて活用してください。
4. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
5. 試験開始の指示があった後、本冊子の表紙及び解答用紙の全ページに受験番号、氏名を記入してください。
6. 本冊子も試験終了後に回収します。

受験番号	氏名

1 次の文章を読み、問いに答えなさい。

日本の教員の長時間過密労働は、21世紀に入ってから極めて深刻な事態となっている。

長時間労働の実態については、文部科学省が2006年度と2016年度に公立小中学校教員を対象として、「教員勤務実態調査」を実施している。2006年度調査の時も、長時間勤務が浮き彫りになったが、その時と比べて2016年度はさらに悪化している。2016年度調査では、公立小中学校教諭の1日当たりの学校内勤務時間は、小学校は11時間15分（2006年度から43分増加）、中学校は11時間32分（32分増加）であった。中学校では、土日の部活動指導時間が1日当たり130分となっている。これは10年前の約2倍である。これに持ち帰り業務が、平日は小学校の場合29分、中学校は20分、土日は前者が1時間8分、後者が1時間10分加わる。

1週間当たりの学校内総勤務時間は、小学校で57時間25分であり、10年前から4時間強の増加である。中学校では63時間18分であり、10年前より5時間強の増加である。なお、OECD国際教員指導環境調査（TALIS. 2013年調査）によると、調査参加国平均と比べて、1週間当たり15.6時間長いという異常な長時間労働が明白になった（中学校教員）。とくに、課外活動（主に部活動である）の指導に充てる時間が長いことが日本の特色である。

労災認定基準として用いられている時間外労働の「過労死ライン」は1ヶ月100時間、または2～6か月の月平均が80時間である。今回の調査結果では、小学校教諭の17%と中学校教諭の41%が1ヶ月100時間以上、前者の34%と後者の58%が2～6か月の月平均が80時間以上の勤務時間である。このような長時間労働と教育課題の複雑化によって、心身の健康を損ねる教員も少なくない。最悪の場合には過労死や重い後遺症が残る場合があり、過労や精神的に追い詰められて自死に追い込まれる教員も存在する。公立学校教員のうち病気休職者数は2001年度の5,200人（うち精神疾患による者2,503人）からしだいに増加し、2010年度には8,660人（うち精神疾患5,407人）に達した後、2015年度には7,954人（精神疾患5,009人）と高止まり傾向である。

このような事態を改善するために、中央教育審議会初等中等教育分科会・学校における働き方改革特別部会が2017年7月11日に第1回会議を開催し、8月29日には、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（以下、「提言」）を発表した。

「提言」では、「教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、『学校における働き方改革』を早急に進めていく必要がある」と述べている。そして、「本特別部会では、教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて『今できることは直ちに行う』という認識を教育に携わる全ての関係者が共有するとともに、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から取組を実行し、教職員がその効果を確実に実感できるようにするため、今回、以下のとおり緊急提言をまとめたものである」と述べ、【緊急提言】として、次の3つのことを掲げている。

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

【論題】 教員の長時間過密労働を改善し、精神疾患による休職や過労死・自死に追い込まれる教員を生み出さないようにするためには、どのような取り組みや施策が必要であると考えているのか、自分自身の勤務体験を踏まえて、あなたの見解を述べなさい。(1600字以内)

2018年4月入学 教職研究科
社会人入学試験（2018年2月実施）

筆記試験（小論文）

試験時間
10：00～12：00

■受験にあたっての注意

1. 配布された冊子と受験科目が一致しているか確認してください。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙を開けてはいけません。
3. 下書き用紙はこの冊子の中に入っています。必要に応じて活用してください。
4. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
5. 試験開始の指示があった後、本冊子の表紙及び解答用紙の全ページに受験番号、氏名を記入してください。
6. 本冊子も試験終了後に回収します。

受験番号	氏名

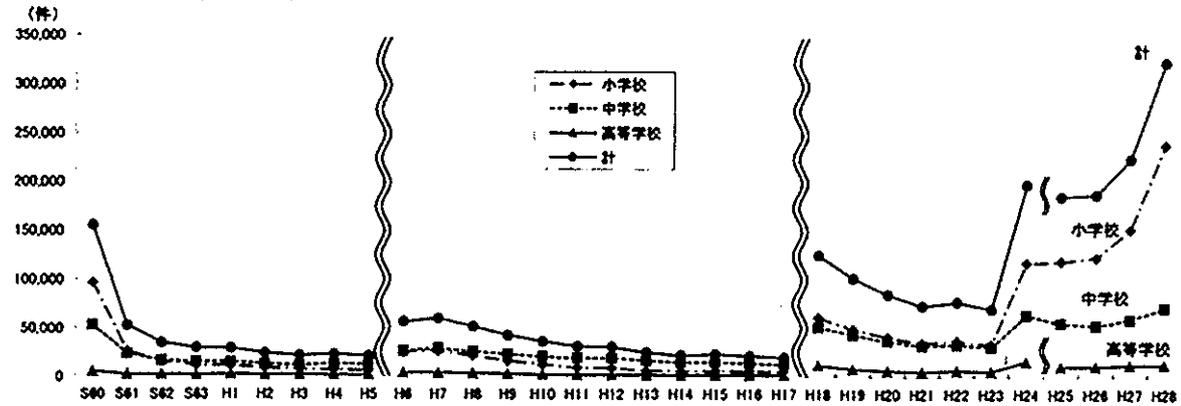
1. 次の文章を読み、問いに答えなさい。

2016（平成 28）年度の「いじめ認知件数」は 323,808 件で、全国調査を始めた 1985（昭和 60）年度以降の最高件数となった（「平成 28 年度『児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査』（速報値)について」文部科学省、2017 年）。表 1 はいじめ認知（発生）件数の推移を表している。いじめの実態に合わせていじめの定義が変更され、1994（平成 6）年度と 2006（平成 18）年度に調査方法を変更したため、グラフが 2 度途切れている。1985（昭和 60）年度からは、いじめを「①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」と定義していた。ただし、「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」という条件がつけられ、被害者・加害者・目撃者などからの事情聴取を経て、いじめを確認した上で「発生件数」として計上していた。1994（平成 6）年度の変更ではいじめの定義は変更されなかったが、「事実を確認しているもの」という条件が削除された。そして、2006（平成 18）年度の変更では、いじめは「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされた。被害者が苦痛を訴え、教職員がそれを認知した段階で「いじめ」と認定するようになり、これ以降、「いじめ」は「認知件数」として計上されるようになった。2013（平成 25）年の「いじめ防止対策推進法」の施行以降は、いじめの定義は「心身の苦痛を感じているもの」と明記され、「インターネットを通じて行われるもの」も含まれるようになった。表 1 より、調査方法を変更した直後は、いじめ認知（発生）件数が増加していることがわかる。

2011（平成 23）年度（認知件数 70,231 件）と 2012（平成 24）年度（認知件数 198,109 件）との 1 年間で、調査方法の変更がないにもかかわらず、「いじめ認知件数」は約 2.8 倍増加している。表 2～表 4 は、それぞれ 2011（平成 23）年度、2012（平成 24）年度、2016（平成 28）年度における「学年別いじめ認知件数のグラフ」である。表 2 と表 3 を比較してみると、小学校の方が中学・高等学校より増加傾向にある。2016（平成 28）年度の表 4 では、さらに、その傾向が顕著になっていることがわかる。

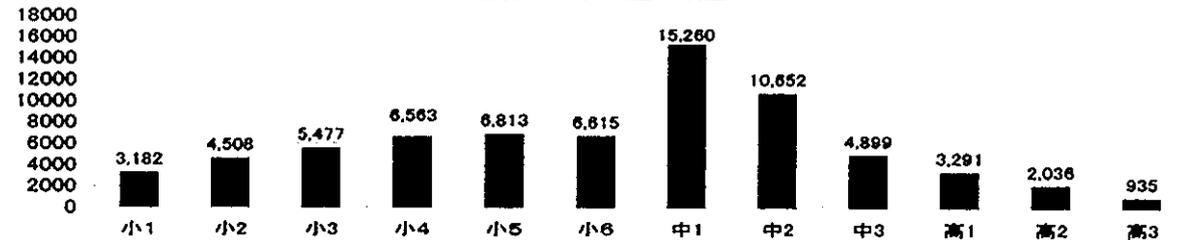
いじめ被害者の「心身の苦痛」を受けて「いじめ」が認定され、その「いじめ」が「いじめ防止対策推進法」という法律によって取り組まれることになった。被害者保護の視点が重視され、「いじめ」の苦痛から救われた子どもたちは少なくない。「いじめ防止対策推進法」には「児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする」と明記されている。「いじめ」が認知されたとき、教師は子どもたちの関係に介入し、指導・支援することになる。一方では、「日常生活のトラブル」を子どもたち自身が乗り越え、成長する機会をどのようにつくっていくのかという課題もある。「いじめ」や「日常生活のトラブル」を、適切な教師の指導・支援のもと、仲間とともに問題を解決していくことによって、いじめの当事者や学級集団が成長していった多くの実践事例が報告されてきた。子どもたちの成長を支えながら「待つ」取り組みは、時間がかかる場合が少なくない。迅速な「いじめ」への指導・支援と同時に、「日常生活のトラブル」を見極め、じっくり指導・支援する力量も教師には求められている。

表1 いじめ認知件数の推移



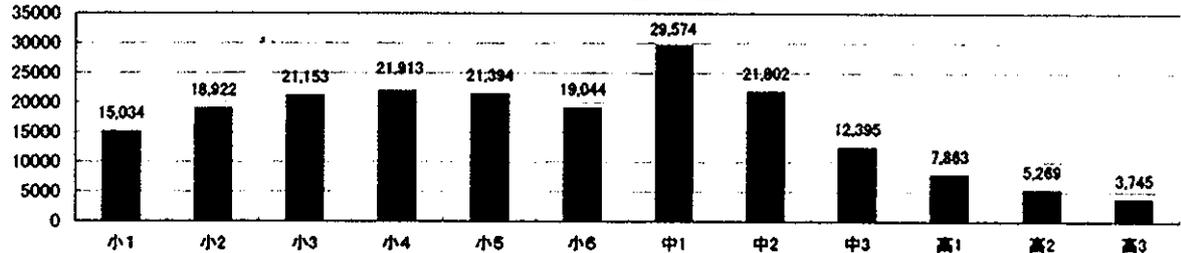
(出典)「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査』(速報値)について」文部科学省

表2 2011(平成23)年度 学年別いじめ認知件数のグラフ(国公立)



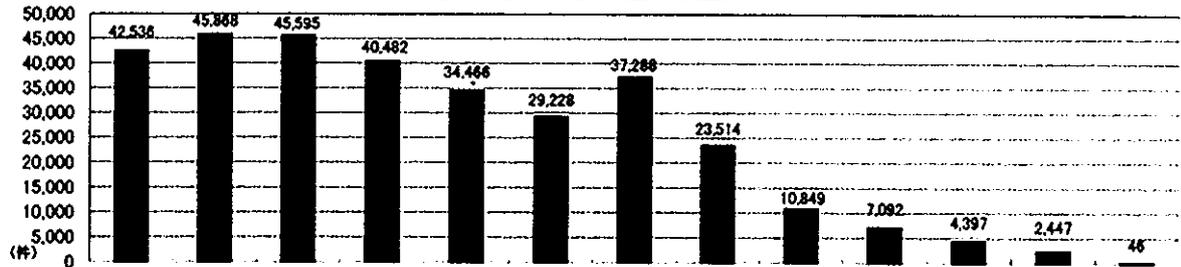
(出典)「平成23年度『児童生徒の問題行動の諸問題に関する調査』について」文部科学省

表3 2012(平成24)年度 学年別いじめ認知件数のグラフ(国公立)



(出典)「平成24年度『児童生徒の問題行動の諸問題に関する調査』について」文部科学省

表4 2016(平成28)年度 学年別いじめ認知件数のグラフ(国公立)



(出典)「平成28年度『児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査』(速報値)について」文部科学省

【論題】

教師が「いじめ」を認知した場合は、迅速に対応すべきである。しかしながら、学校現場では「いじめ」なのか、「日常生活のトラブル」なのか、判断に苦慮する場面は少なくない。これまでの自身の経験や実践をふまえて、教師としてどのように「いじめ」の見極めをすすめるべきか見解を述べなさい。その上で、あなたをめざす「いじめ」への指導・支援と「日常生活のトラブル」に対する指導・支援に関する見解を述べなさい。(1600字以内)